

## 筆の里工房特別観覧要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、筆の里工房（以下「工房」という）の博物館資料（電磁的記録を含む）の適正な保存に資するため、特別観覧に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において博物館資料とは、工房が収蔵する資料（寄託品及び借用品を含む）及びこれに準ずる資料をいう。

第3条 この要綱において特別観覧とは、通常の入館により鑑賞する以外の方法により博物館資料を観覧し、又は一定の目的を持って資料を利用する全ての行為をいう。

### (手続)

第4条 特別観覧を希望する者は、あらかじめ所定の特別観覧許可申請書（様式第1号）を館長あてに提出しなければならない。

2 特別観覧を希望する資料が寄託品又は借用品の場合は、事前に所有者の書面による承諾（様式第2号）を得るものとし、申請の際に添付すること。

### (許可)

第5条 館長は、前条の申請について適当であると認めた場合は、速やかに特別観覧許可書（様式第3号）を交付する。なお、本館館内で特別観覧を行う場合は、観覧当日、同許可書を持参すること。

2 特別観覧によって博物館資料の保有に悪影響が生ずる恐れのある場合、又は、工房の運営に支障が生ずると認められる場合、及びその他許可することが適当でないと思われられる場合、館長はこれを許可しないことができる。

### (観覧)

第6条 工房内においての特別観覧は、工房の運営に支障のない場合に限り実施を許可する。

### (費用)

第7条 特別観覧のための料金は徴収しない。ただし、工房において特に費用を要した場合には、観覧者は実費を負担しなければならない。

(留意事項)

第 8 条 特別観覧は工房職員の指示によって行うこと。また、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 特別観覧によって得た資料を使用する場合は、工房が所有する資料については「筆の里工房蔵」を明示し、寄託品・借用品については所有者の指示に従うこと。また、写真・フィルム等の提供を受けた場合は「写真提供 筆の里工房」と明示すること。
- (2) 特別観覧によって得た資料を出版物又は映像等に掲載、また展示物に利用する場合には、申請書に加え企画書を提出すること。
- (3) 特別観覧によって得た資料をインターネット上で公開する場合は、複製・加工を禁ずる旨を記載すること。
- (4) 写真撮影を行った場合は、撮影によって得たフィルム及び電磁的記録を工房に 1 部提出すること。なお提出したフィルムおよび電磁的記録については、著作権を主張しないものとする。
- (5) 特別観覧によって得た資料を出版物又は映像等に掲載する場合は、工房に発行後速やかに 1 部提出すること。ただし、出版物が電子書籍の場合には全データを記録した電子媒体を提出すること。
- (6) 特別観覧によって得た資料は、工房の許可なくして申請以外の目的に使用しないこと。

(損害賠償)

第 9 条 資料を紛失又は損傷を与えた場合はその損害を弁償しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合はこの限りではない。

(許可の取消)

第 10 条 本要綱に違反する行為があったときは、館長は許可を取り消すことができる。この場合、いかなる損害についても補償しないものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、特別観覧に関して必要な事項は、館長が定める。